2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　岩手県一関市東山町松川字深堀一の八七・一の九三・七九・九八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字深堀一の八七、一の九三、七九・九八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道富良野市五七〇二の三地先（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び富良野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道富良野市五七〇二の三地先（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び富良野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県益田市匹見町紙祖ロ四九二の一三

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町大林三六九の三四（次の図に示す部分に限る。）、三六九の三五から三六九の三九まで、三七〇の五二、三七〇の五四、三七〇の五六、三七〇の五八から三七〇の六〇まで、三七〇の六二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町大林三七〇の五三

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千四百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町都賀行九四四の三

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　解除の理由　道路用地とするため

二　解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町都賀行九四三の一一

(一)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(二)　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県雲南市木次町平田一四六九の一・一四七二の一・一四七三の一・一四八一の一（以上四筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

○農林水産省告示第千四百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県雲南市木次町北原一六二三の六一・一六二三の六二（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　公共施設用地とするため

○農林水産省告示第千四百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県球磨郡五木村乙字掛迫一三九（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　富山県富山市有峰字村川谷割二三の一・二三の三・二三の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年九月六日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　富山県富山市有峰字村川谷割二四の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）